
平成29年 第3回定例会

代表質問 広川 恵美子議員

平成29年 9月20日

▶質問

大田区議会公明党の広川恵美子です。

日本時間の本日未明、メキシコにおいてマグニチュード7.1の大地震が発生いたしました。8日のマグニチュード8.1の地震に続いての発災に、現地の方々の不安や混乱はいかばかりかと心が痛みます。太平洋を挟んだお隣の国メキシコには日本企業も進出しています。心よりのお見舞いと、被害の少ないことをお祈りいたします。

それでは、会派を代表いたしまして、通告に従い順次質問並びに要望をさせていただきます。よろしく願いいたします。

平成28年度決算についてお伺いいたします。

国内経済は、堅調な個人消費や民間の設備投資などが輸出の落ち込みを補い、4月から6月期のGDP成長率は、2次速報値において実質0.6%、年率で2.5%、名目で0.7%、年率3.0%と6四半期連続のプラス成長を示しています。8月28日に発表された内閣府の月例経済報告の「景気は緩やかな回復基調が続いている」との表現を裏づけるように、7月の経常収支は37か月連続黒字の2兆3200億円となり、3か月ぶりに黒字幅も拡大、加えて船舶・電力を除く民間の機械受注額も前月比8.0%の増、貿易収支も直近8月まで3か月連続の黒字と発表されました。アメリカの政策運営の影響、中国をはじめアジアの新興諸国経済の先行きや、北朝鮮情勢、金融資本市場の変動などといった海外情勢の懸念材料はあるものの、安倍政権が進める「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」による成長と分配の好循環の効果も相まって、今後も引き続き堅調な回復が続くものと期待できます。

そのような中で、平成28年度決算が示されました。平成28年度予算は、「おおた未来プラン10年（後期）」を力強く推進し、5年後の目指す姿の実現に向け、「暮らしてよし、訪れてよし、地域力あふれる国際都市おおた」をスローガンに、保育園待機児童の解消、元気シニア・プロジェクト、新スポーツ健康ゾーンの整備、防災力・防犯力の強化、

交通機能の向上、産業振興などに取り組まれました。

まず、平成 28 年度の決算に当たり、本区の未来プランの進捗を含めた評価を伺います。

平成 28 年度一般会計決算では、歳入が 2583 億 2737 万円、歳出は 2512 億 4007 万円、歳入歳出差引額は 70 億 8730 万円の黒字、繰越額を除く実質収支は 63 億 4724 万円となっています。また、27 年度 6.6% だった実質収支比率は 3.9% と 2.7 ポイント減少したものの、適正水準と言われる 3 から 5 % の範囲内であり、平成 25 年度以降 3 年連続改善しています。しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 81.1% と、前年度の 79.7% から 1.4 ポイント上昇しました。

28 年度の実質収支及び経常収支をどのように評価しておられるか、区長のお考えをお伺いします。

平成 28 年度末における基金残高は 1305 億 6951 万円、また、特別区債残高は 300 億 9742 万円となっております。区が保有する 569 施設や、道路、公園、橋梁等のインフラの更新費用は、今後 45 年間で約 6047 億円、年平均で約 160 億円と見込まれています。社会資本整備の効果は世代を超える区民が享受するものであり、その資金調達及び執行に当たっては、公共施設整備資金積立基金の充実、特定目的基金への積み立て、基金の有効活用と適正な起債の活用とあわせて、補助金などの財源確保を積極的に行うなど、財政負担の平準化とともに、更新については計画的かつ着実に実施するよう求めます。

さらに、従来から申し上げておりますが、収納対策の強化や新たな財源確保とともに、効率的・効果的な予算執行に努めるなど、将来にわたって状況の変化にも柔軟に対応し得る強固な財政基盤を築かれることを期待します。

また、本区は区民ニーズの変化に的確に対応し、時宜を捉えた施策を戦略的に展開するために、行政資源の「選択と集中」を徹底し、区民福祉の向上を図っていくこととしています。本区の行政姿勢に期待しつつ、引き続き質問並びに要望をさせていただきます。文脈をおくみ取りいただいた上で、前向きなご答弁をよろしく願いいたします。

平成 28 年度はまた、新空港線や空港跡地、中央防波堤埋立地帰属問題といった重要課題にも具体的な動きがあるとともに、衆目を集めた特区民泊、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けた施策などが広く展開された年度でもありました。これらの重要課題については、自民党の代表質問とも重なりますが、大田区議会公明党として何点か質問並びに要望をさせていただきます。

先週 13 日、昨年 4 月の交通政策審議会の答申後初めて、松原区長はじめ 15 区長及び 3 市長連名による新空港線早期着手に関する要望書を小池東京都知事に提出されました。要望書を受け取られた小池都知事は、「新空港線など 6 路線が国の答申にも位置づけられて

いる。しっかりと連携して課題をさらに深掘りしていきたい」と発言したと報じられています。

今回の要望書提出や小池都知事の発言を受けて、今後、新空港線の早期実現に向けてどのように進めていくお考えでしょうか。

また、中央防波堤埋立地では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、海の森水上競技場等の工事が進められております。本帰属問題については、法令に定められた手続きにより、最終的な解決に向けた歩みを着実に進めている現在の状況は、オリンピック・パラリンピックムーブメントに大田区が一層貢献すべきであるという、我々大田区議会公明党がこれまで主張してきた方向性に沿うものであると考えます。大田区議会公明党は、引き続き早期解決に向け全力で取り組んでまいります。松原区長におかれましては、大田区の将来を見据え、現在の区民はもちろん、後世の大田区民の納得をも得られる根本的な解決を目指していただきたいと要望いたします。

次に、明年 4 月の施行が予定されている民泊新法についてですが、国は訪日外国人の来訪目標を 2020 年には 4000 万人、2030 年には 6000 万人と目標を大幅増しました。確かに 4000 万という目標は現実味を帯びてきています。そこで、国は訪日外国人を全国隅々まで呼び込むために、民泊を積極的に活用するべく、本年 6 月、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法を制定し、明年 4 月に施行するとしています。

大田区では、昨年 1 月に全国に先駆けて特区民泊を実施しました。実施に当たっては区の条例、規則、ガイドラインの策定を通じて、いかに良好な事業整備を行っていくべきか、大田区議会公明党といたしましても多くの方々と意見を交わしながら進めてまいりました。制度開始から 1 年半以上が経過しましたが、いわゆる違法民泊で数多く問題となるごみ出しや苦情などがほとんどないことを考えると、大田区のでき上げた制度がいかに有効であったかが見てとれます。

一方、民泊新法では、文化交流を主な目的とする家主居住型、いわゆるホームステイ型と、休眠地活用を主な目的とする家主不在型の 2 種類が想定されています。どちらも営業日数の上限が 180 日となっているものの、宿泊日数の制限はなく、行政への申告は届け出でよいとなっています。この民泊新法がそのまま施行されてしまえば、本区が特区民泊によって築き上げてきた近隣住民との良好な関係や、安全・安心が守られた特区民泊の事業環境が崩れ去っていくことを非常に危惧しております。

そこで、民泊新法に基づく届け出を考えている事業者を、様々な手だてを使って、できるだけ特区民泊へ誘導する必要があるのではないかと考えます。本区の特区民泊は、現状、条例により 6 泊 7 日以上滞在日数が要件となっていますが、他の特区民泊実施自治体で

は、既に2泊3日以上で滞在が可能となっています。民泊事業者を特区民泊へ導くためには、この滞在日数要件を緩和し、事業環境を改善する必要があると考えます。

また、民泊新法における家主居住型と家主不在型については、それぞれの目的と区の施策や特区民泊との整合を鑑みた対応が必要であると考えます。区民の安全・安心と国際都市としての大田区に魅力を感じていただけるよう、それぞれの民泊の長所をうまく融合させていただくことを求めます。

次に、無電柱化事業についてお伺いいたします。本区は羽田地区バス通りの無電柱化に取り組んでおられます。弁天橋付近と羽田出張所周辺については、2020年までの完成を目標としているということですが、試掘して路面下の埋設物を確認するといった従来の電線共同溝の整備手法では、標準的な施工単位、道路延長400メートルの整備に順調にいても約7年程度かかるとされており、全線完成のめどは見えていないと伺っています。

先ごろ、無電柱化の工期短縮、コスト削減に資する地下インフラの3Dマップ化の技術開発に成功した企業の説明を伺いました。この技術を使えば路線下の全体像がつかめるため、コスト的にも時間的にも3分の1程度に縮減できるのではないかと説明に驚きを禁じ得ませんでした。

9月1日に東京都が発表した「都市づくりグランドデザイン」においても、「無電柱化が進み安全で歩きやすい身近な地域の道路」を都市の将来イメージの一つとしています。また、平成26年12月に策定された「東京都無電柱化推進計画」には、「区市町村道の無電柱化についても財政・技術支援を行い、整備を促進するとともに、関係事業者と連携しながら、低コスト化などについて検討し、都内全域の無電柱化の推進を図っていく」とありますので、東京都とも情報共有しながら、世界の玄関口である大田区だからこそ、最新の技術を駆使した無電柱化を進め、海外からの来訪者に日本の技術力を発信していただくことを望みます。

これらの重要課題に対する松原区長のお考えをお示しください。

「子どもの生活応援プラン」について、まず就学援助費についてお伺いします。生活保護世帯の保護者等に対して、生活保護費で支給されない費目に対し、市区町村が就学援助費を支給した場合には、国がその2分の1補助する要保護児童生徒援助費補助金制度があります。これまで、この国の補助金の交付要綱では、国庫補助の対象を「学齢児童又は学齢生徒の保護者」としていたため、小学校への入学前の児童は学齢児童に該当せず、市区町村が独自の取り組みとして入学年度開始前に小学校に入学する児童に対して学用品費等を支給した場合には、国庫補助を受けることができませんでした。しかし、今般のこの補助金の交付要綱の改正により「就学予定者」の文言が付加され、来春の新1年生から小学

校入学前に就学援助費を支給しても国庫補助が行われることになりました。

こうした国の流れを受けて、本区としてどのような対応を考えておられるのか、あわせて、第1回定例会で自民党の松原秀典議員から提案がありました中学校の入学準備金についても、小学校同様に入学前の支給を求めます。所見をお聞かせください。

さらに今回、国は生活保護世帯へのいわゆる入学準備のための費用に対する補助金予算単価を増額しています。新聞報道によれば、これを受けて、既に低所得世帯の就学援助費の増額に向けて動き出した区もあります。「子どもの生活応援プラン」の趣旨に鑑みても本区においても支給額の増額を早急に検討していただくことを要望しておきます。

安倍首相は、施政方針演説で「我が国の未来、それは子どもたちであります。全ての子どもたちが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができる、そうした未来を、皆さん、ともに切り開いていこうではありませんか」と訴えています。前述の就学援助の拡充にも見られるように、国は子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行。さらに、同法に基づく子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定し、社会全体で子育てを支えていこうと政策を展開しています。

本区においても、アンケートやヒアリングで、子どもとその家庭の生活実態をできる限り正しく把握し、家庭環境の分析を行った上で、地域共通の課題として子どもの貧困対策に取り組むことを目的に「おおた子どもの生活応援プラン」が策定されています。まずは子どもに視点を置き、1 気づき・見守る、2 切れ目のない支援、3 貧困の連鎖を断ち切る、4 総合的対策を推進としていますが、私は、「支援」ではなく「応援」とうたっていることに共感を覚える一人です。プランには妊娠期から高校卒業まで「切れ目のない支援」でつなぐことが柱の一つになっています。その子が一人の社会人として自立していくためにも、自身の将来の夢に向かって着実に歩みを進めていくことに寄り添い応援する施策の充実を期待しています。

そこで、子どもや保護者が安心して話ができる場所、悩みに寄り添った支援に確実につながる入り口が必要だと考えます。例えば、部局を横断できるような総合的な相談窓口の設置もその一つです。相談者は自分の置かれている状況をうまく伝えられる人ばかりだとは限りません。せっかく勇気を出して相談に行ったときに、表現は悪いですが、窓口をたらい回しにされたり、あしらわれたという印象を持ってしまったら、二度と相談に行きたくないと思ってしまうかねません。親身に話を聞いてもらえた実感できれば、困ったときには頼るところがあると、安心して子育てに向き合う一助になると思います。

また、保育現場や学校現場など、子どもに日常的に接する場での小さな気づきが早い段

階からの支援に結びつくような仕組みも必要と考えます。支援情報の共有や、現場の教員や保育者、あるいは地域において、子どもの様子がちょっと気になる程度でも、いつでも相談できる環境も整えていただきたいと考えます。

加えて、プランには保護者の就労支援も盛り込まれています。ある自治体では、NPOの力を借りてひとり親の就労や自立支援を行っています。制度に人を合わせるのではなく、子どもの将来を応援していく効果的なプランであることを望みます。

まだプランができて間もない状況ではありますが、支援を必要としている子どもの健やかな成長を支えるものとして、このプランがより有効に運用されていくためには、どのような点を課題とし、対応を考えておられるのか、お示しください。

小池都知事は、当選後初となる昨年の第3回都議会定例会での所信表明において、「かねてより、企業的経営手法を取り入れた障がい者就労の場であるソーシャルファームを増やし、働く障がい者の方々のモチベーションを高めたいと活動してまいりました。障がいのある方を社会全体で支えるだけでなく、意欲や能力のある方々の自立への思いもしっかりとバックアップしてまいります」と述べておられました。おた未来プラン10年、「障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくります」には、5年後の目指す姿を「障がい者が、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを、自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら地域で自分らしく暮らしています」としています。

先日、今年の3月に高校を卒業した2人の方の就労についてのご相談を伺いました。1人は、特別支援学校を卒業し、現在、就労B型施設に通っている障害4級のS君。もう1人は、発達障害で放課後等デイサービスの療育を受けながら、都立普通校を卒業したT君です。2人とも対人関係に課題を持つ障がいがありますが、手先が大変器用で細かい作業を得意とするそうです。

特別支援学校を卒業したS君は、障がい者枠での就労を希望し、在学中インターンも経験しましたが、就労にはもう少し訓練に時間をかけたほうがいいだろうということになり就労Bに通所することになりました。S君は与えられた作業を誰よりも早くこなしますが簡単な作業ではすぐ持て余してしまうそうです。保護者は面談で、課題はあるものの就労を目指したい旨を伝えると、「しばらく様子を見ましょう」と言われただけで、就労に向けた訓練が行われている様子もなく、相変わらずの毎日だそうです。もう1人のT君は、親御さんの希望もあり、障害認定を受けず、本人の長所を活かせるものづくりの会社に一般就職しました。T君の就職に多大な支援を行った放課後等デイ事業者は、高校卒業を機に支援が終了。その後のT君の様子を心配しながらも、何もできない状況だったようです。T君は、就職はしたものの学生時代の生活リズムを脱し切れず、また、日常的なコミュニ

ケーションがうまくいかなかったため、わずか4か月で解雇され、前述の放課後等デイ事業所を頼ってきたそうです。この事業所は、現在無報酬でT君の就労支援を行っているそうです。

一言に障がいといっても、一人ひとり特徴は違います。その違いを理解し、なおかつ本人の希望を尊重しながら社会に適応させていくことは、支援する側にも相応のスキルが必要だと思います。本区の障がい者の就労支援の実績は23区内でも高いと伺っていますので、携わる皆様のご努力に敬意を表しますが、その上であえて要望させていただきたいのは前述の小池都知事が言われているように、障がいのある方を社会全体で支えるだけでなく意欲や能力のある方々の自立への思いもしっかりとバックアップしていただきたいということです。

先に述べた2人は、在学中はそれぞれ支援を受けながら、それなりに過ごしていましたが、卒業後の現在は、意欲や能力のある方々への自立の思いのバックアップは受けられていないのではないのでしょうか。個人個人の障がいの特性や本人の能力は一朝一夕で理解できるものではないと思います。長い間継続的にかかわっていくことで、成長の度合いも把握できるでしょうし、社会性など本人に必要なスキルの訓練や適切なアドバイスが可能だと思います。

本区は、切れ目のない支援の制度は整ってきていると思います。「大田区は充実している」との声も聞いています。しかし、一方で、制度としてはつながっていても、当事者が受けたい支援となっているのか、当事者の立場で支援が行われているのか、常に検証していくことが大切だと考えます。本人の意欲やご家族の希望をバックアップできる力が民間にあるのであれば、区としても力を貸してもらいたいと言えるくらいの度量を持っていただきたいと願います。

今回お話を聞かせてくださったS君とT君の関係者は、「まだ未来ある若者だから自立の道を探していきたい。そのために柔軟な支援をお願いしたい」と言われていました。彼らの5年後が、未来プランにうたわれている「障がい者が、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを、自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら地域で自分らしく暮らしている」ことを願っています。

こうした当事者の声に応えるために、本区としてどのようなことができると思われませんか。見解をお聞かせください。

続いて、待機児対策についてお伺いします。

本区の待機児解消に向けた取り組みは、昨年度だけを見ても、当初目標500名に対し717名と200名以上上回り、ここ数年来積み上げてきた実績には目をみはるものがあります。

本区の並々ならぬ努力に対し大変に評価するものです。しかし、毎年相当の努力で保育基盤の整備に取り組んでいるにもかかわらず、本年の待機児童数はまたしても増加しています。厚労省の待機児童の基準見直しによるところもありますが、昨今の社会状況の変化は、さらなる保育需要を生み出しているだけでなく、保護者や児童の個別の状況への対応など、保育をめぐる環境の変化に本区もこれまで以上に柔軟な発想での取り組みが求められていると考えます。

そこで、保護者の方からのご意見やご要望を踏まえ、いくつか改善していただきたい点を提案させていただきます。

1点目は、包括外部監査でも指摘されている指数の見直しです。現在の指数は20年間見直しがされていないとのこと、小さな修正は行われているとは思いますが、保護者の現状を十分把握できていないと思われまます。我が会派としても、障がい児や重複アレルギー児への加算、低所得世帯への加算など要望してまいりましたが、この際、全体的な見直しを要望いたします。

また、保育士不足の解消の一助として、本区では保育士への加算を行っていますが、先日、こども文教委員会で視察した大阪市では、保育士はポイント制から除外し、新年度の保育所整備に間に合うよう、年内に決定通知を出しているそうです。保育士がいなければ保育は成り立ちません。本区でも大阪市のような大胆な保育士確保策を打ち出してはいかがでしょうか。

2点目は、保育所入所申請の負担軽減です。認可保育園が保留になったある保護者が、何とか定期利用に入れないかと9か所も申し込みをされたそうですが、保育所は園ごとに書式が違い、それぞれに就労証明書を添付した上で各園に持参することになっていたそうです。中には保留になった園もあったそうで、小さな子どもを抱えながら、それは大変だったそうです。認可保育園の申し込みと比較すると、あまりにも負担がかかり過ぎではないでしょうか。ぜひとも改善をお願いいたします。

国は、マイナンバーカードを活用して保育園の入園申請などができる「ぴったりサービス」を提唱しています。運用次第では、申請時の手間や窓口の混雑の緩和など、保護者にとっても行政にとっても負担軽減になることが期待されますが、環境の整備にはまだ時間を要するようです。

そこで、現状の申請時期における窓口混雑の緩和策として、事前予約や待ち時間が有効活用できるように、順番お知らせメールサービスなどを検討していただけないでしょうか。また、「入園のしおり」についても、情報のボリュームが多過ぎるように見受けられます。基本情報だけをコンパクトに見やすくまとめ、個別の情報はモバイルなどで必要な情報だ

けを選んで見られるようにすることはできないでしょうか。

そして3点目は、認可保育園以外の事前選択を可能にできないかということです。現行では、認可保育園の結果を待ってから、認証や定期利用、保育ママなど他の施設への新たな保活が始まります。これは、4月に復職を考える保護者にとっては肉体的にも精神的にも大変な負担です。そこで、保育アドバイザーがヒアリングを行うなどして、一定の要件を満たしていれば、認可保育園に申し込まないことを条件に、他の保育施設に優先入所できるようにしてはどうでしょうか。そうすることで、2月の認可保育園の結果待ちの不安や、保留後の新たな保活の負担もないだけでなく、仕事復帰までの時間を安定した気持ちで子どもと向き合うことができるのではないのでしょうか。

4点目は、我が会派が幾度も要望しています保育ステーションの設置と送迎バスの導入です。町田市では、市の郊外に保育園を整備しているため、近年増加している駅近マンションの保護者の保育園送迎に要する時間が片道数十分かかることもあるそうです。そこで町田市では、保護者の送迎の負担解消のため、各保育園を回る送迎バスを導入したそうです。本区においても、保育園の整備がなかなか進まない地域がある一方で、定員に余裕がある保育園もあります。保育需要に供給が追いつかない現状では、乱暴な言い方ですが、つくれるところにどんどんつくって送迎するという方法も必要と考えます。実施している自治体や幼稚園のノウハウを参考に、試験的にでも実施してはどうでしょうか。

保護者の負担軽減を含め、待機児対策への区長の意気込みをお聞かせください。

続いて、本区の住宅政策についてお伺いをいたします。

高齢者の住まいの確保については、我が会派として何度も取り上げさせていただいておりました。中でも末安議員は、昨年年第1回定例会で、住宅セーフティネット法を活用した高齢者の住宅確保策として、居住支援協議会の設置を要望しておりましたが、今年度より、高齢者の住まい確保の第一歩として、生活支援付すまい確保事業をスタートしていただいたことに大変感謝しています。

住宅セーフティネット法は、住宅確保要配慮者、つまり、高齢者のみならず、低所得者、障がい者、ひとり親家庭など、民間賃貸住宅を借りにくくなっている方々を対象としており、4月の改正は、空き家・空き室などを活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するとしています。具体的には、一定の基準を満たした賃貸住宅の登録制度をつくり、登録住宅の情報開示を行うこと、家主への空き家の改修費補助や住宅金融支援機構の融資対象にすること、都道府県が指定した居住支援法人が入居相談や家賃債務保証等を行うこと、入居者への家賃補助を実施することなどが盛り込まれています。

今回の法改正の背景には、単身高齢者が今後10年で100万人の増加が見込まれることに

加え、若年層やひとり親世帯など、住宅確保要配慮者の数は今後も増加していくとされています。にもかかわらず、家主の約6割に高齢者や生活保護受給者などの入居を拒む傾向が見られるとともに、増え続ける空き家・空き室の活用についても待ったなしの状況にあるため、これらの解決策として一定の方針が示されたものです。

居住支援を先行して実施している豊島区では、シングルマザーのサポートを専門的に行うNPOの活動が支援事業の一つとして位置づけられています。また、文京区では、受け入れ住宅の家主に対する区独自の謝礼制度が設けられるなど、受け入れ住宅の確保に向けて、各地域の特性を活かした様々な取り組みが実施されています。

こうした先行自治体を参考に、本区としても関係各部署や地域の関係団体などが連携し、全ての住宅確保要配慮者の実情に沿った、住まいと生活を支える仕組みの構築を期待し、まずは全ての住宅確保要配慮者を対象とした国の制度を最大限に活用するための居住支援協議会の早期設置について、先ほどのご答弁と重なるとは思いますが、区長の見解を求めます。

今年も7月の九州北部豪雨災害や先日の台風18号をはじめ、「これまで経験したことのない大雨」という表現を幾度となく耳にしました。10万人規模の避難準備情報や勧告・指示が出されるたびに不安になったものです。被害に遭われた皆様には、心よりのお見舞いと、一日も早く復興されますことをお祈りいたします。

また、先月19日の大雨では区内でも浸水被害がありました。片づけや衛生対策などのご苦勞、ご心勞をお察しいたします。あわせて、この夏の天候不順や台風など、本区でも幾度となく水防態勢が敷かれています。職員はじめ関係各位のご尽力に改めて感謝いたします。

ところで、昨年熊本地震後の質問でも取り上げさせていただきましたが、災害後の復旧・復興を進める上で重要なのが災害ごみの処理です。先般、2年前の平成27年9月関東・東北豪雨で鬼怒川が氾濫し、甚大な被害が出た茨城県常総市で災害廃棄物処理に携わった市職員の方の講演を聞く機会がありました。災害の発生後、災害廃棄物処理プロジェクトチームの立ち上げから本年2月の事業終了、さらに昨年末の国庫補助の実績報告までのおよそ2年半にわたる災害廃棄物処理事業に関するリアルな報告を聞くことができました。

常総市は、平成27年10月当時、人口6万4854人、面積は123.64平方キロメートルで、ごみの排出量は年間約1万6000トン程度だったそうです。わずか数日の豪雨被害で全壊50棟、大規模半壊914棟、半壊2773棟、床下浸水2264棟という大被害により、推計で9万3525トン、通常の6倍近い災害廃棄物が排出され、市内の至るところに積み上げられたそうです。

大田区の約2倍の面積、10分の1ほどの人口の常総市でも、一時仮置き場を市内に9か所設置、それでも足りず隣接する下妻市に2か所、坂東市に1か所借りることになったそうです。

仮置き場を設置当初、押し寄せる災害廃棄物を積んだ車の動線について統制がとれなかったこと、現場が全く動かない時期があり、市民に不安を与えてしまったこと、一般廃棄物として既存施設で処理するには手間も時間もお金もかかってしまうこと、分別やリサイクル、最終処分場の手配、国庫補助事業としての事務処理作業の煩雑さなどなど、次々と押し寄せる課題に対応した経験から、事前の準備と人、物、金の確保、自治体独自の広域連携の必要性、そして市民への環境教育など、平時において当事者意識で備えることの重要性を訴えておられました。

一たび首都東京で大規模災害が起これば、被害規模も地方の比ではありません。大田区地域防災計画第4部、風水害予防・応急・復旧計画の第2章、清掃には、大規模な被害が予想される城南地区河川流域浸水被害をもとに、水害による廃棄物の発生量及びその処理方法等についての計画が示されていますが、実際に発災した場合を想定し、過去の被災地の廃棄物処理の実情を参考にしながら、大田区の地域事情を加味した事前準備の必要があると考えます。本区のお考えをお示してください。

最後に、がんの教育についてお伺いします。

児童・生徒が生命を大切にすると心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけることを主たる目的として、道徳教育が来年度から教科化されることとなりました。大田区議会公明党では、これまでも子どもたちへのがん教育の実施について要望してまいりましたが、それは、がん教育を通して命の大切さやよりよい人生を生きる意味などを考えてもらい、心豊かな人生を送るためにも、生涯を通じて適切に健康管理を行うことを身につけること、大切な家族や身近な人への意識啓発や、これから誰もが出会うであろうがん患者との向き合い方など、他者への思いやりを学ぶ機会となることを期待しているからにはほかなりません。その意味において、学校でのがん教育は、道徳教育の目的にも合致していると考えています。

国民の2人に1人が罹患すると言われるがんは、国民病とも言われる身近な病気となったにもかかわらず、その知識は十分に広まっていないのが現状です。がん対策基本法のもと、政府が平成24年6月に策定したがん対策推進基本計画では、「5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする」とされています。

これを踏まえ文部科学省では、平成26年度からがんの教育総合支援事業を実施、3年に

わたり全国でモデル事業を展開するとともに、がん教育の指導内容、教材の開発、医師の確保を含めた外部講師の活用方法等について検討を進め、昨年度には成果報告会を実施しています。文部科学省は、あわせて「がん教育」の在り方に関する検討会を立ち上げ、学校におけるがん教育のあり方について、その基本的な考え方を示すとともに、今後の検討課題については、がんの教育総合支援事業のモデル校で検討し、その成果を踏まえ、平成29年度以降全国で展開することを目指していますが、今現在、全国展開に向けた具体的な取り組みについては示されていません。しかし、学校におけるがん教育が実施の方向に向かっていることは間違いありません。遅かれ早かれ本区でも取り組んでいくことになります。がん教育総合支援事業モデル校の報告からは、教員への情報提供、外部講師の確保、教材といった課題が指摘されていますが、これらの対応は実施が決まってからでは間に合わないと考えます。

そこで、本区としての学校におけるがん教育実施についての認識と、具体的な準備についてお聞かせください。

以上で、区民福祉のさらなる向上を願い、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

<回答>

▶松原 区長

広川議員の代表質問に順次お答えをしてみたいと思います。

まず、平成28年度決算に当たっての未来プランの進捗を含めた評価に関するご質問でございますが、平成26年4月にスタートいたしました未来プラン後期の中間年に当たる平成28年度は、様々な施策において大きな進展が得られた1年であったというふうに評価しております。子育て分野では、待機児童の解消に向けて新たな17の保育施設を整備し、保育サービス定員を717名拡充いたしました。福祉分野では、調布地区の3施設でシニアステーション事業を開始し、高齢者の元気維持、介護予防などの取り組みを力強く推進することができました。また、まちづくり分野では、羽田空港跡地の整備に向けて土地区画整理事業を推進したほか、産業支援・文化交流施設の整備事業者募集に向けた準備など、着実に推進をいたしました。また、新スポーツ健康ゾーンでは、ビーチバレーボール場などを整備して、区民の皆様が身近な場所でスポーツに親しめる環境の充実を図ることができました。現在、森ヶ崎公園や（仮称）昭和島二丁目公園等において、スポーツ関連施設の整備に向けた取り組みを引き続き推進しており、3年後に迫りました東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、機運醸成とスポーツ健康都市にふさわしいまちづくりを進めているところでございます。今後も、未来プランに掲げた目指す姿の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

次に、実質収支及び経常収支比率に関するご質問でございますが、まず実質収支につきましては、より適正な規模となるように、年度途中で決算見込みを分析して不用額の実態把握に努めるなど、財務管理を厳格に行いました。その結果、実質収支比率は3.9%となり、適正とされている水準におさまる決算となりました。

次に、経常収支比率につきましては、経常的な一般財源の総額が前年度とほぼ同水準である一方、歳出面におきましては、情報システムの運営や保育園運営経費などが増加したことから、平成28年度における経常収支比率は81.1%となりました。この比率は前年度比で1.4ポイント増加しましたが、区では、おおた未来プランにおきまして、経常収支比率の目標を「80%台の維持」と掲げているところから、現状においては適正な範囲であると思っております。中長期的な将来を見据えますと、待機児童対策や超高齢社会への備え、老朽化した公共施設の更新が集中する時期の到来など、財政運営上の大きな課題があります。こうした諸課題にも的確かつ柔軟に対応していけるように、今後も引き続き経常的経費の縮減に努め、健全な財政運営を推進してまいりたいと思います。

次に、新空港線についてのご質問をいただきましたが、新空港線は羽田空港と副都心・埼玉方面との公共交通アクセスの利便性を向上させ、東京圏の広範囲に便益をもたらすことから、多くの自治体にご賛同いただき、今回の要望が実現いたしました。議員お話しのとおり、都知事は「連携して課題をさらに深掘りしていきたい」と発言しておりまして、東京都としてしっかりと受け止めていただいたものと認識をしております。関係自治体とより一層連携を図るとともに、区民の皆様のご協力をいただきながら進めていくことが重要であると考えております。今後、都区間の費用負担割合などについて早期に合意形成を図り、第三セクターを速やかに設立できるように、スピード感を持って協議を進めてまいります。新空港線の早期整備着手に向け邁進してまいります。

次に、特区民泊の滞在日数緩和を行って、民泊新法を検討する事業者を特区民泊に誘導する必要性についてのご質問をいただきました。区といたしましては、民泊新法の施行に際し、安全・安心かつ既に十分な実績のある特区民泊をより一層推進すべく、さらなる事業環境の向上に取り組む必要があると考えます。中でも、滞在日数を緩和することによりまして、民泊新法の民泊と比較し、特区民泊の事業性は優位に立ち、誘導力は向上すると考えております。具体的な滞在日数につきましては、国家戦略特別区域法施行令に定められました3日以上を軸に、様々なご意見を賜りながら検討を進めてまいります。また、特区民泊の長所と民泊新法の長所の融合についてでございますが、安全・安心な民泊制度の確立という方針のもとに、豊かな自然や文化・芸術、魅力あふれる飲食店や商店街といった大田区の観光資源を最大限活かした取り組みを進め、国際都市おおたの魅力を多くの方に感じていただけるような制度を検討してまいります。

次に、無電柱化事業についてのご質問でございますが、無電柱化には電柱にかわり変圧器などを収容する機器ボックスのスペースが地上に必要となります。一方、区道は幅員の狭い道路が多く、こうした地上機器ボックスの設置場所等の確保が課題となります。また既に道路下に埋設されております水道管やガス管などの施設を事前に移設する必要があることから、工期が長くなることやコストが高いことなどが課題として挙げられます。このように様々な課題はございますが、議員お話しのとおり、無電柱化は安全で歩きやすい身近な地域の道路を形成することに寄与するために、近年目覚ましい技術革新が進んでいるところであります。区といたしましては、地上機器ボックスのコンパクト化や材料の低コスト化に向けた技術革新の動向を注視しながら、新技術の有効活用を図るほか、国の補助金や都の補助事業を活用して、東京都の取り組みも踏まえ、無電柱化事業を推進してまいります。

次に、子どもの生活応援プランについてのご質問ですが、子どもの貧困は、議員お話し

のとおり、複雑化、複合化した問題を抱えているため、その解決には、早期に気づき、多くの機関の連携によるきめ細かい対応が必要であります。そのため、まずは学校や児童館をはじめ、日常にかかわりのある機関が、個々の子どもや保護者の状況を把握することが大切であります。次に、各関係機関が問題解決に向けた方策を検討し、おのおのの役割に基づき、一人ひとりの実情に応じ支援することが必要であります。支援の際は、その方々の気持ちに十分に寄り添う、アウトリーチ型など、多様なアプローチの方法を検討してまいります。また、子どもの貧困問題を地域共通の課題と捉え、区民、地域活動団体、事業者などが積極的に連携し、支援の輪を築くことが欠かせないと思います。そのため、子どもの貧困対策に寄与する区内活動団体を把握・発掘し、支援してまいります。

先日、私は学習支援に一生懸命取り組んでいる方にお会いしました。四つぐらいやっているということですが、自分が都合で大学で教職をとれなかったということなのですが、自分としては、やっぱりここの学習支援に取り組んでいきたいということで、今取り組んでいるということでした。私が感激したのは、そこの生保を受けた息子さん、その方が今大学院に入って、その方の手伝いをしているんですね。非常にその大学生の顔がいきいきとしていて、すばらしいなというふうに思いました。そういうふうな形がずっと続いていけば、こういうこともやっぱり乗り切っていけるのではないかなと。そういうことによって、かなりいろいろな面で苦勞していますので、やっぱり応援していくことが大事かなというふうに思っています。こうした取り組みにより、全ての子どもたちを社会的に包み込むような地域をつくってまいりたいと思います。

次に、障がい当事者の声に応える施策の展開についてのご質問でございますが、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくるためには、本人の自己決定を尊重し、地域力による連携・協働のもとで、ライフステージに応じた「切れ目のない支援」の視点を持ち、施策を推進していく必要があります。区は現在、この視点を踏まえ、平成30年度からの次期「おおた障がい施策推進プラン」を策定しているところでございます。その中でも就労に関しては重要な施策の一つとして捉えております。本人の希望を尊重しつつ、本人の能力を様々な角度から適切に評価し、支援をしていくことが重要であります。現在ある就労支援のネットワークに児童発達支援地域ネットワーク、相談支援連絡会おおた等を加え、就労支援だけでなく、安心して本人が自分らしい生活を継続できるよう、区が中心となりまして、民間事業者も含む関係機関の連携による支援体制を構築してまいります。

次に、待機児童対策に関するご提案に順次お答えをいたしたいと思っております。現在、区は、本年4月の待機児童572名の結果を受けて当初計画を見直し、1100名の定員拡充に向け全力を挙げて取り組んでいるところでございます。議員からご提案の1点目の入園指数につ

いては、今後見直しに向けた課題の整理を進めるとともに、障がい児や重複アレルギー児への加算については対応してまいります。また、お話しの大阪市の保育士に対する優先入所策ですが、区としては、今年度から導入した保育士加算制度における保育士確保に効果があったと認識をしており、現時点では現行の加算制度を継続してまいります。

2点目の認証保育所等への申し込みの負担軽減につきましては、今後、施設や法人に対して申し込み書式の標準化について提案するとともに、入園相談の予約制の導入としおりのモバイル対応には、利用者本位の視点で検討してまいります。

3点目の認可保育園以外の事前選択につきましては、保育サービスアドバイザーが保護者の子育て状況に応じた最適な保育サービスが選択できる相談支援に努めるとともに、事業者に対して事前の受け入れについて今後協議をしてまいります。

最後に、送迎ステーションバスの導入でございますが、町田市をはじめ先行自治体の実施状況を確認し、送迎ステーションの設置場所や移動バス内での安全性などの様々な課題を踏まえ、現在検討を進めております。引き続き、待機児童解消に向けた施設整備の取り組みとともに、保護者ニーズに寄り添ったきめ細かな支援に努め、保護者の働き方など子育て環境の変化に柔軟に対応してまいりたいと思います。

次に、居住支援協議会の設置についてのご質問でございますが、議員もお話しのとおり、居住支援協議会は、行政と不動産関係団体などが構成員となり、高齢者、低額所得者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための取り組みについて協議することを目的としております。関係者間で情報を共有し、連携して必要な支援策を協議することにより、行政だけでは解決が難しい課題の解決に寄与することが期待されております。また、新たな住宅セーフティネット制度において実施される賃貸住宅の登録制度や住宅改修費補助は、空き家の活用にもつながってまいります。住宅の確保が困難な方が安心して地域で暮らしていけるように、区だけではなく関係団体が連携する地域力によって、生活の基本である住宅への入居をしやすくする仕組みづくりは重要なことと考えております。このため、本区においても居住支援協議会を設置するために取り組みを進めてまいります。

次に、災害廃棄物の処理についてのご質問でございますが、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨など、近年起こった大きな災害では、河川の氾濫、建物の倒壊など物的な被害に伴い、大量に排出される災害廃棄物の処理が課題となっています。災害廃棄物は一般廃棄物に位置づけられているものであり、区が包括的な処理責任を負うこととなります。国は、東日本大震災の経験を踏まえ、自治体における災害廃棄物処理計画の作成に資するため、必要事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」

を平成26年3月に策定いたしました。区は、国の「災害廃棄物対策指針」、今般策定されました「東京都災害廃棄物処理計画」、平成28年の熊本地震から得た教訓を盛り込み修正しました「大田区地域防災計画」などと整合を図りながら、がれき、ごみ及びし尿等の災害廃棄物の処理に関して必要となる体制、処理の方法などを定める「災害廃棄物処理計画」の策定に向け既に準備を進めております。災害により発生する廃棄物の発生量及び仮置き場などに関する事項につきましても、過去の被災地の廃棄物処理の状況、区の地域事情等を踏まえ、「災害廃棄物処理計画」策定の中で整理検討をしております。私からは以上でございます。

▶津村教育長

私からは、就学援助費とがん教育についてのご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、就学援助費についてのご質問ですが、就学援助費のうち新入学用品費につきましては、本年第1回定例会での松原秀典議員のご質問に対して、「子どもの貧困対策を進めるためにも、中学校の新入学用品費の入学前支給について前向きに検討する」と答弁させていただいたところですが、小学校の新入学用品費につきましても、この間、検討を重ね、事務処理上の課題などについて整理し、実施の方向で検討を進めてきたところでございます。今般、国においても補助金交付要綱の見直しを行い、財源の手当てが担保されたことは朗報でございますし、国の制度改正によって23区をはじめ多くの自治体が入学前支給に移行すると思われることから、課題であった転入・転出者の二重支給の問題についても解決できる見通しがついたと認識をしております。小学校、中学校とも、来年春に新1年生になる児童・生徒から新入学用品費の入学前支給を実施し、生活困難層の子どもへの支援が喫緊の社会的課題となっている現状において、援助を必要とする時期に速やかに支給することによって、保護者の経済的及び精神的負担を軽減するとともに、子どもの学習環境を整えていく支援を積極的に実施することで、大田区の子どもたちの健全な育ちをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

次に、学校におけるがん教育についてのご質問でございますが、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、ともに生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図るがん教育は、ますます重要なものとなっていると認識をしております

現在、学校教育におきましては、小学校では体育科の保健領域における「病気の予防」の中で、中学校では保健体育科の保健分野における「健康な生活と疾病の予防」の中で、がんについて学習をしております。議員お話しのとおり、がん教育については、文部科学省において検討が進められており、がんに関する教材や指導参考資料の作成、外部講師の導入、教職員や医療関係者及びがん罹患経験者等の外部講師への研修が課題とされております。

大田区教育委員会では、がん教育の本格実施に備えて、昨年度から今年度にかけてアニメ教材やリーフレットを各学校に配付したほか、教員研修の内容についての研究を行っております。また、区独自の取り組みといたしまして、肺がん等の危険因子である喫煙を防止するため、大田区学校保健会と連携し、学校医がクイズ形式やロールプレイングを交えた参加型の授業を平成30年度から実施する準備を進めているところでございます。今後も国、都の動向を注視するとともに、がん教育の全面展開に迅速に対応できるよう着実に準備を進めてまいります。私からは以上でございます。